

土地区画整理法第 76 条許可申請

土地区画整理事業の事業認可公告日以降から換地処分公告がある日までに、区域内において建築等の行為を行う場合は、土地区画整理法第 76 条の規定に基づき静岡市長の許可を受ける必要があります。

許可申請が必要となる行為

1. 土地の形質の変更
(切土、盛土など)
2. 建築物、その他の工作物の新築、改築又は増築
地上や地中に設置、又は敷設する全てのものが申請対象です。
(駐車場等の舗装や、農業用工作物、看板広告塔、フェンス、給排水設備など)
3. 重量 5 t を超える移動の容易でない物件の設置又は堆積
(基礎のある物件等については、移動が容易でないとみなします)

提出書類について

以下の提出書類 3部(正・副・副)を施行者(組合事務局)へ提出してください。
申請書の様式は A4 でお願ひします。 ※図面等は A3 可

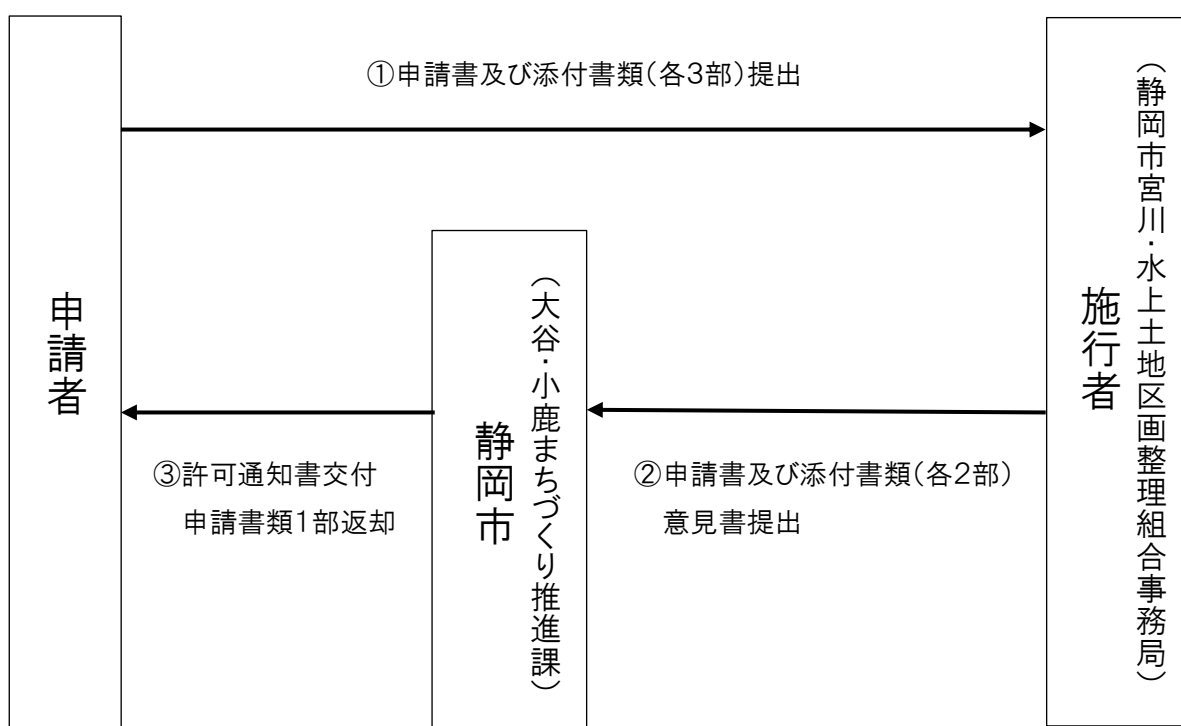
【提出書類一覧表】

1. 申請書	書式は、静岡市ホームページ「申請書ダウンロードシステム」の「土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書(76条申請)」よりダウンロードできます。 ・申請者氏名には、申請者が署名又は記名してください。 申請者が法人である場合においては、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。 ・事業の名称は正しく記載してください。 (事業名:静岡都市計画事業宮川・水上土地区画整理事業) ・場所は、底地の地番を記入してください。 (施工場所が公園や道路の場合はその名称も記入) ・数量又は規模は、添付の平面図、立面図や公図写しをもとに正確に記入してください。
2. 位置図	住宅地図等、方位、道路その他の著名な地形地物等により施工場所が容易に分かるものに申請場所を記入してください。
3. 配置図	・縮尺、方位、地名、地番、敷地、敷地内における建築物、工作物及び木竹等の位置を記載してください。 ・敷地に接する道路の位置及び幅員と、申請行為物との距離を記載してください。
4. 平面図	申請行為物の各階の図面を添付してください。
5. 立面図	申請行為物の立面図(4面とも図示したもの)を添付してください。

6. 構造図及び基礎伏図	鉄筋コンクリート又は鉄骨で3階以上の建築物、若しくは電気通信事業の場合のみ添付してください。
7. 公図写し	公図写しを添付してください。
8. 土地使用承諾書、不動産売買契約書 その他土地の使用権原を証明できるもの	施工場所が自己所有地でない場合は所有者の土地使用承諾書を、売買・賃貸契約が済んでいる場合は売買・賃貸契約書を添付してください。(様式は自由)
9. 委任状	代理人が申請する場合は添付してください。 (様式は自由)

手続きの流れ

※申請受け付け後の審査は2～3週間程度かかります



その他

【受付時間】 平日 8:30～17:15

土日祝及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は受け付けておりません。

【お問合せ】 静岡市都市局都市計画部 大谷・小鹿まちづくり推進課 開発推進係

〒422-8018 静岡市駿河区西大谷12-9

電話:054-238-1981 FAX:054-238-1982

静岡市宮川・水上土地区画整理組合事務局

〒422-8018 静岡市駿河区西大谷15-8

電話:080-4638-7450